

報告第 6 号

専決処分の報告について（和解）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

和解について専決処分したので、報告するものです。

和解について

事件の概要	ふるさと納税業務の委託先である株式会社フューチャーリンクネットワークが、誤ってウェブサイト楽天市場内の我孫子市のふるさと納税に係るウェブページを削除したことにより、令和7年4月30日午後7時37分から翌日の午後10時頃までの間、当該ウェブページを利用して我孫子市に寄附をすることができない状態となり、及び同年4月30日以前に投稿された返礼品に関するレビューが削除され、復元できない状態となった。
和解の相手方	所在地 船橋市西船4丁目19番3号 事業者名 株式会社フューチャーリンクネットワーク 代表取締役 石井 丈晴
専決処分日	令和7年7月14日
和解条項	1 我孫子市（以下「甲」という。）及び株式会社フューチャーリンクネットワーク（以下「乙」という。）は、次の各号に記載する事項を確認する。 （1） 乙が令和7年4月30日に誤って行った甲のふるさと納税に係るウェブページの削除（以下「本件行為」という。）により、当該ウェブページを利用した甲への寄附ができなくなったこと（以下「本件問題1」という。）。 （2） 甲及び乙の作業により、本件問題1は解消したこと。 （3） 本件行為により、当該ウェブページ内に投稿された返礼品に係るレビューが削除されたこと（以下「本件問題2」という。）。 2 乙は、本件問題1により生じた損害の賠償金として、金21,454円を甲に対して支払う。 3 乙は、前項に定める額を甲からの請求書受領後30日以内に甲の指定する口座に送金して支払う。この場合において、振込手数料は、乙の負担とする。 4 乙は、本件問題2により生じた損害の賠償として、甲のふるさと納税に係るウェブページを利用して甲への寄附を行い、新たにレビューを投稿した寄附者のうち、先着100人に対して粗品を提供するレビューキャンペーンを、乙の負担において実

施する。

5 甲及び乙は、第3項に基づく乙から甲への支払及び前項に基づく乙のレビューキャンペーンの実施をもって本件問題1及び本件問題2に係る問題は全て円満に解決されることに合意し、本和解条項において明示的に合意したものを除き、本件問題1及び本件問題2に関し甲乙間には何らの債権債務がないことを確認する。

6 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本和解条項に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。